（貨物自動車運送事業報告規則の一部改正）

第三条　貨物自動車運送事業報告規則（平成二年運輸省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。	（趣旨） **第一条**　貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第六十条第一項（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、この省令の定めるところによる。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）　第八条第一項	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）　第八条第一項
貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）　第二十四条の五第一項（第三十五条第六項において準用する場合を含む。）	
（略）　（略）	（略）　（略）
鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）　第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）　第二十四条の十第一項並びに第二十四条の十五第一項及び第二項
貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）　第十三条の三第三項（第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。）及び第十三条の七第三項（第二十六条第三項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）	
（略）　（略）	（略）　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に一般貨物自動車運送事業を営んでいる者についてのこの省令による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則（次項において「新規則」という。）第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和六年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。

２　この省令の施行の際現に特定貨物自動車運送事業を営んでいる者についての新規則第二十六条の五において準用する新規則第十三条の十一第一項の規定の適用については、同項中「年度の翌年度」とあるのは「年度（令和六年四月一日以降の期間に限る。）の翌年度」とする。